

令和3年度滋賀県産業支援プラザ省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、中小企業者等の振興と経営の安定および省エネ・再エネ等設備の導入を支援するため、令和3年度滋賀県省エネ・再エネ等推進加速化事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が実施する令和3年度滋賀県産業支援プラザ省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。

2 補助金の交付については、令和3年度滋賀県省エネ・再エネ等推進加速化事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(支援プラザ補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。ただし、第6条第3項に定める補助金交付申請書の提出時において、当該事業を着工している場合は、補助の対象としない。

2 補助対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、必要かつ相当と認める経費とする。

3 補助対象経費の総額が60万円を下回る事業については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とする。再エネ等設備に限り、耐震性を有し、かつ、災害時において避難地域の避難所として指定された施設（以下「指定避難所」という。）については、補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とする。ただし、省エネ設備については、エネルギーの種類ごとに別表3に掲げる換算係数により算出した事業所全体のエネルギー使用量（以下「エネルギー使用量」という。）の削減量1GJ当たり1万円を超えない範囲とする。

2 補助限度額は、別表第4に定めるとおりとする。

(支援プラザ補助対象事業者)

第4条 「支援プラザ補助対象事業者」とは、支援プラザ補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 中小企業者等であって滋賀県内に事業所等を有する事業者

(2) 県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを完了している事業者

(3) 補助対象事業を実施しようとする事業所等について、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号）（以下「低炭素条例」という。）第22条の規定により事業者行動計画の提出を行った事業者（ただし、再エネ等設備のみ導入する場合はこの限りでない。）

(4) 補助対象事業を実施しようとする事業所等について、別表1に規定する省エネ診断を

受けた事業者（ただし、事業所等の新設にあわせて再エネ等設備を整備する場合はこの限りでない。）

(5) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県民間事業者ピーク対策・省エネ設備導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ・ピーク対策設備導入加速化事業補助金または滋賀県省エネ設備導入加速化事業補助金の交付を受けていない事業者（ただし、再エネ等設備のみ導入する場合はこの限りでない。）

(6) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

2 前項第1号における中小企業者等とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者であって、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

(1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

(2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者

(3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(4) 資本金または出資金の額が10億円を超える事業者

(5) 常時使用する従業員の数が2千人を超える事業者

3 前項における大企業とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業であって、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

(1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

(2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結したもの

(3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(交付の条件)

第5条 補助金の交付は、補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を希望する者は、補助金採択申請書（様式第1号）に次に掲げる書類、採択チェックシートおよび事業活動の内容を記した書類（会社案内パンフレット等）を添えて、別に定める期限までに支援プラザに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 事業計画書に定めるもの（事業計画の詳細を説明するために必要な概要図、現況写真、設備の性能に関する資料および設備の整備に要する経費の根拠資料）
- (3) 過去に省エネ診断の実績がある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断の結果書類（ただし、事業所等の新設にあわせて再エネ等設備を整備する場合はこの限りでない。）
- (4) 低炭素条例第22条に基づく事業者行動計画書の写し（省エネルギー設備を導入する場合のみ）
- (5) 直近2年間の財務諸表
- (6) 申請者の登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）またはそれらに相当するもの
- (7) 県税の納税証明書（未納がないことの証明）
- (8) その他支援プラザが必要と認める書類

2 支援プラザは、前項の事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、採択または不採択の結果を提出者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けて、補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第2号）に第6条第1項(1)から(8)に定める書類を添えて、別に定める日までに支援プラザに提出しなければならない。ただし、(1)から(8)までに掲げる書類については、第1項に規定する採択申請時に提出した内容から変更がない場合には、補助金交付申請書への添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 支援プラザは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、申請書の提出があった日から30日以内に補助金交付決定通知書（様式第2-1号）により、交付申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 支援プラザは、前項の交付の決定に際して、別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付すことができる。

3 支援プラザは、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金

不交付決定通知書（様式第2-2号）により、交付申請者に通知するものとする。

（事業計画変更等に係る承認の申請）

第8条 前条の規定による通知を受けた補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第3号）に第6条第1項各号に掲げる書類を添えて支援プラザに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画内容の大幅な変更

2 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を支援プラザに提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、支援プラザが必要と認めたときには、事業遂行状況報告書（様式第5号）を別に定める期日までに支援プラザに提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したとき（事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または補助金の交付の決定があった年度の2月28日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて支援プラザに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号別紙1）
- (2) 工事証明書（様式第6号別紙2）
- (3) 支出証拠書類の写し
- (4) 事業実施の状況がわかる写真
- (5) 事業報告書に定める書類
- (6) 取得財産等管理台帳（様式第9号）
- (7) その他支援プラザが必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 支援プラザは、前条第1項の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、報告書の提出があった日から30日以内に額の確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は精算払いとする。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の事業者につき1回とする。

(決定の取消し)

第13条 支援プラザは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条の規定による交付の決定(第8条第1項の規定による変更の承認を含む。)の全部または一部を取り消すものとする。

(1) この要領および規則に違反したことにより支援プラザの指示を受け、この指示に従わないとき

(2) 補助事業の内容がこの要領の規定を満たさない事実が明らかになったとき

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第15条 支援プラザは、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査することができる。

(事業効果の報告)

第16条 補助事業者は、事業の実施によるエネルギー使用の削減量等事業効果を把握し、事業完了の翌々年度の6月30日までに事業効果報告書(様式第8号)を支援プラザに提出するものとする。

2 支援プラザは、事業の効果を把握しようとするとき、前項の規定によらず補助事業者に対し報告を求めることができる。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、管理台帳(様式第9号)を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助事業に係る取得財産等を支援プラザ補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供し

てはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第10号）を支援プラザに提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 支援プラザは、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要綱第19条第2項に基づき、知事の承認を受けるものとする。
- 3 支援プラザは、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、補助事業者から財産処分承認申請書を受けた日から60日以内に、支援プラザ補助事業者に対して、通知するものとする。
- 4 支援プラザは、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を支援プラザに納付させることができる。
- 5 支援プラザは、前項の規定により補助事業者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

（データ等の提供）

- 第19条 支援プラザは、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、補助事業者に対し、省エネ・再エネ等設備の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。
- 2 補助事業者は、支援プラザが前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（補助事業の公表）

第20条 支援プラザは、補助事業内容や効果等を公表することができる。

（雑則）

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は支援プラザが別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和3年6月29日から施行し、令和3年度分の事業から適用する。

別表1 補助対象経費および補助金の額（第3条関係）

補助対象経費	<p>1 省エネ設備の導入に要した経費のうち、別表2に定めるもの。 ただし、過去に省エネ診断の実績のあるエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備に限る（次のいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>(1) 生産設備および事務用機器 (2) 国または国の関連団体の補助金の交付を受ける見込みである設備</p> <p>2 再エネ等設備の導入に要した経費のうち、別表2に定めるもの。</p>
補助金額	<p>1 省エネ設備</p> <p>(1) 補助対象経費の1/3以内（千円未満切り捨て）とし、1件あたり100万円を限度とする。ただし、エネルギーの種類ごとに別表4に掲げる換算係数により算出した事業所全体のエネルギー使用量（以下「エネルギー使用量」という。）の削減量1GJ当たり1万円を超えない範囲とする。</p> <p>(2) 補助対象設備、補助要件および補助限度額は、別表3に定めるとおりとする。</p> <p>2 再エネ等設備</p> <p>(1) 補助金の額は、補助対象経費の1/3以内（千円未満切り捨て）とする。ただし、耐震性を有し、かつ、災害時において地域の避難所として指定された施設（以下「指定避難所」という。）については、補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）とする。</p> <p>(2) 補助対象設備、補助要件および補助限度額は、別表3に定めるとおりとする。</p>

別表 2

区 分	内 容	備 考
本工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋は補助対象外とする。（ただし、小水力発電の場合を除く。） ・既存構築物および設備の撤去費は補助対象外とする。（ただし、省エネ設備の更新に直接必要な経費を除く。）
付帯工事費	本工事に付随する必要最小限度の範囲内の工事に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地造成、整地および地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする。（ただし、機械基礎に係る必要不可欠な工事は対象）
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得および賃借料（リース代）は補助対象外とする。
<p>※消費税および地方消費税は対象外とする。</p> <p>※再エネ等設備において、国または国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除く。</p>		

別表 3

エネルギーの種類		単位発熱量			
		数値	単位		
燃 料 お よ び 熱	原油（コンデンセートを除く。）		38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		35.3	GJ/kl	
	ガソリン		34.6	GJ/kl	
	ナフサ		33.6	GJ/kl	
	灯油		36.7	GJ/kl	
	軽油		37.7	GJ/kl	
	A 重油		39.1	GJ/kl	
	B・C 重油		41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト		40.9	GJ/t	
	石油コークス		29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス		44.9	GJ/千 m3
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス		43.5	GJ/千 m3
	石炭	原料炭		29.0	GJ/t
		一般炭		25.7	GJ/t
		無煙炭		26.9	GJ/t
	石炭コークス		29.4	GJ/t	
	コールタール		37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス		21.1	GJ/千 m3	
	高炉ガス		3.41	GJ/千 m3	
	転炉ガス		8.41	GJ/千 m3	
	その他の燃料	都市ガス		45.0	GJ/千 m3
	産業用蒸気		1.02	GJ/GJ	
産業用以外の蒸気		1.36	GJ/GJ		
温水		1.36	GJ/GJ		
冷水		1.36	GJ/GJ		
電気	電気事業者	昼間買電	9.97	GJ/千 kWh	
		夜間買電	9.28	GJ/千 kWh	

別表 4

区分	補助対象設備		補助要件	補助限度額	
				中小企業者等 (1/3)	指定避難所 (1/2)
①	省エネ設備	過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備の整備	(1) 補助対象事業により次のいずれかの要件を満たすこと ① 対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて5%以上の削減が見込まれること ② 対象事業所全体で100G J以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること	100万円 ただし、エネルギーの種類ごとに別表第4に掲げる換算係数により算出した事業所全体のエネルギー使用量（以下「エネルギー使用量」という。）の削減量1G J当たり1万円を超えない範囲とする。	
②	発電設備	太陽光発電	(1) 蓄電池または①の省エネ設備を同時整備すること	発電出力1kWあたり7万円を乗じて得た額（上限100万円（60万円※1））	発電出力1kWあたり10万円を乗じて得た額（上限150万円（90万円※1））
			(2) 自立運転機能を有していること（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合も対象とする）		
(3) 発電出力5kW以上であること					
(4) 蓄電池は総蓄電容量3kWh以上であること					
③	発電設備	風力発電	(1) 発電出力1kW以上であること	100万円	150万円
		小水力発電	(1) 発電出力1kW以上1,000kW以下であること	200万円	300万円
		バイオマス発電	(1) バイオマス依存率60%以上であること		
	(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること				
	熱利用設備	太陽熱利用	(1) 集熱器総面積5㎡以上であること	200万円	300万円
			(2) JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること		
		バイオマス熱利用	(1) バイオマス依存率60%以上であること	200万円	300万円
			(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること		
			(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと		
			(4) 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと		
		地中熱利用	(1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること	200万円	300万円
			(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること		
	下水熱利用	(1) 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること	200万円	300万円	
		(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること			
その他熱利用	※2	100万円	150万円		
燃料製造設備	バイオマス燃料製造	(1) バイオマスの調達見通しが長期間あること	100万円	150万円	
		(2) 薪、木炭の製造設備ではないこと			
革新的なエネルギー高度利用技術	ガスコージェネレーション	(1) 発電出力5kW以上であること	200万円	300万円	
	燃料電池		200万円	300万円	
	蓄電池	(1) 発電設備（太陽光発電を除く。）と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること※3	蓄電容量1kWhあたり5万円を乗じて得た額（上限50万円）	蓄電容量1kWhあたり7万円を乗じて得た額（上限75万円）	
		(2) 総蓄電容量は3kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること			
次世代自動車+V2H		(1) 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること		150万円	
		(2) V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること			

上記以外の要件

(1) 過去に県から省エネに資する設備導入に対する補助金の交付を受けている者および国または国の関連団体からの補助金の交付を受ける見込みがある者は補助対象外とする。(①)

(2) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、年間3,600kWh以上の電力を自家消費することとする。(②、③)

(3) バイオマス燃料製造設備において製造された燃料を他社に供給(販売)する計画の場合は、その供給先(複数の供給先で過半を占める場合は、複数の供給先)との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。(③)

(4) 補助対象設備の発注(契約)先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。(①～③)

(5) 以下の事業については、補助対象外とする。

過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金および滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新(②、③)

(6) 当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、1事業者あたり補助対象設備のいずれか1つとする。(①および②の組み合わせは除く)

※1 既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合の限度額

※2 その他熱利用については、個別の事業計画による判断とします。

※3 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池(車載用を含む。)に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であることが必要です。

